

▽発信元・お問い合わせ先はこちら
「人材ビジネスの発展を通じてヒトの成長を迫る」
株式会社ヒューマンビジネス・コンサルティング
TEL : 03-6909-8644/0120-973-644
E mail:info@hb-consulting.jp

偽装請負:通達撤回を 非正規労働者ら、厚労省に要請へ

製造現場の派遣労働者を「請負」に切り替える際に「偽装請負」と判断される指標を示した厚生労働省の通達について、メーカーの偽装請負を実名で告発した非正規雇用労働者8人が同省に通達の撤回を月内にも申し入れる。通達は正社員と請負労働者が混在しても適法と認める内容で、8人は「偽装請負の横行につながる」と主張する。

申し入れるのは、9年にわたり請負・派遣で働き、4月から再び請負に戻された三菱重工業の非正規労働者、圓山(まるやま)浩典さん(46)、パナソニック子会社に解雇無効を求める訴訟を起こし、昨年4月に控訴審で勝訴(会社側が上告)した元期間工の吉岡力さん(34)ら。賛同人として「年越し派遣村」村長を務めた湯浅誠さんや作家の鎌田慧さん、雨宮処凛(かりん)さんらが名前を連ねる。

通達は3月31日付で、厚労省職業安定局長から出された。「正社員と請負の混在だけでは偽装請負と判断されない」など、偽装請負と判断できるケースを狭めているとも受け取れる表現が多い。申し入れ書は「混在すれば、メーカーが作業を支配し、請負会社が労働者を管理することは不可能」と批判し、通達の白紙撤回を求める内容。圓山さんは「この通達では非正規労働者はずっと正社員になれない」と訴える。

厚労省は「今まであいまいだった部分を具体化しただけ」としている。

(2009年4月25日 朝日新聞)